

## 印西クリーンセンター維持管理に関する計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第5項（維持管理に関する計画）による印西クリーンセンターの維持管理は以下のとおり計画します。

- 1 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行います。
- 2 ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合は、常時ごみを攪拌します。
- 3 燃焼室へのごみの投入は、定量ずつ連続的に行います。
- 4 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保ちごみを焼却します。
- 5 焼却灰の熱灼減量が10%以下になるように焼却します。
- 6 運転を開始する場合は、助燃装置等を作動させ、炉温の上昇曲線に沿って速やかに上昇させます。
- 7 運転を停止する場合は、助燃装置等を作動させ、炉温の下降曲線に沿ってごみを燃焼し尽くします。
- 8 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 9 バグフィルターに流入する燃焼ガスの温度を概ね摂氏200度以下に冷却します。
- 10 バグフィルターに流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 11 排ガス処理設備等に堆積したばいじんを除去します。
- 12 排ガス中の一酸化炭素の濃度を100ppm（O<sub>2</sub>12%換算）以下となるようにごみを焼却します。
- 13 排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 14 排ガス中のダイオキシン類の濃度を1ng-TEQ/N m<sup>3</sup>（1，2号炉）、0.5ng-TEQ/N m<sup>3</sup>（3号炉）以下となるようにごみを焼却します。
- 15 排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙濃度（ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素）を毎年二回以上測定し、かつ、記録します。
- 16 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにします。
- 17 ばいじん（飛灰）と主灰は分離して、貯留します。
- 18 ばいじん（飛灰）の薬剤処理を行う場合は、ばいじんと薬剤を均一に混合します。
- 19 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずると共に、消火設備を備えます。